

未納税移出・未納税引取・輸出免税酒類亡失証明書交付申請書の記載要領

- 1 未納税移出酒類、未納税引取酒類又は輸出免税酒類を災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、亡失の場所の最寄りの税務署長又は税関長（沖縄地区税関長を含む。）に亡失事実の証明を受けようとする場合に使用してください。
- 2 税関長へ提出する場合は、A I - O C R様式ではなく旧様式を使用して提出してください。
- 3 「亡失酒類」の「品目別等」欄には、酒税法第3条第7号から第23号《その他の用語の定義》に規定する品目の区分のほか、ウイスキー及びブランデーの原酒であるとき並びに連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎との混和酒であるときは、それぞれその旨を記載してください。
- 4 「亡失酒類」の「その他の区分」欄には、次の事項を記載してください。
  - (1) 酒税法第3条第3号ハの規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
  - (2) リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨
  - (3) 令和8年9月30日までの発泡酒については、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則第36条第5項第1号、第2号及びそれ以外の別
  - (4) 雑酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨
- 5 アルコール分は、度位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 6 この申請書には、亡失酒類の数量の算出根基を適宜の用紙に記載し、添付してください。